

介護保険・高齢者

介護保険

問 福祉課 ☎0745-45-5872

介護が必要になったら

介護サービスを利用するためには、町に申請して「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

▶ 介護保険対象者

- 65歳以上の人(第1号被保険者)
原因を問わず日常生活に介護や支援が必要となったとき
- 40～64歳の医療保険に加入している人(第2号被保険者)
政令で定められた病気(16種類の特定疾病)により介護や支援が必要となるとき

申請

…介護サービスの利用を希望する人は、町の窓口で「要介護認定」の申請を行います。(家族でも可)

●申請に必要なもの

- ☒ 要介護・要支援認定申請書(役場窓口に置いています。／ホームページからダウンロード)
- ☒ 介護保険被保険者証
- ☒ マイナ保険証または[マイナンバーがわかるもの+資格確認書(医療保険)]

認定調査

…調査員が自宅等を訪問し、心身の状況などについて調査を行います。また、医師が心身の状況についての意見書を作成します。

審査・判定

…訪問調査の結果によるコンピュータ判定(一次判定)と、医師の意見書を基に「介護認定審査会」で審査(二次判定)し、要介護状態区分の判定が行われます。

※「介護認定審査会」は、医療・保健・福祉の専門家で構成されます。

認定・通知

…介護認定審査会の審査結果に基づいて「非該当(自立)」 「要支援1・2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定され、その結果が通知されます。

非該当(自立)	要支援1・2	要介護1～5
介護保険のサービスは利用できませんが、地域支援事業の介護予防事業が利用できます。(別途申請が必要になる場合有)	要支援者に対する介護予防サービス、地域密着型サービスの一部が利用できます。	在宅サービス、施設サービスと地域密着型サービスが利用できます。

介護サービス・介護予防サービス計画の作成

…実際にサービスを利用する前に、認定結果を基に介護サービスはケアマネジャー(介護支援専門員)、介護予防サービスは地域包括支援センターで、介護サービス・介護予防サービス計画を作成します。施設に入所して利用するサービスについては、入所する施設内で介護サービス計画を作成して利用します。

サービスの利用

…介護サービス・介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。利用者負担は原則として費用の1割(一定以上の所得のある人は2割～3割)です。

※保険料が未納の場合、給付制限があり、利用者負担が3割～4割になることがあります。

※介護保険の対象とならないサービス費用もありますので、サービス利用時には必ず地域包括支援センターや担当ケアマネジャーに確認してください。

(以下は広告スペースです)

リハビリで"その人らしさ"を続ける施設です。

介護老人保健施設 悠々の郷

平群町上庄1-15-1
☎0745-46-2255

医療法人 やわらぎ会

正しい道と感謝の心

地域に密着した福祉で心安らぐ生活環境づくりを目指しております。

特別養護老人ホームグレースの里 平群町大字越木塚 336-1
グループホームグレース ショートステイグレース デイサービスセンターグレース

特別養護老人ホーム第二グレースの里 生駒郡平群町椿井 244
ショートステイくまがし デイサービスセンターくまがし 居宅介護支援センターくまがし

grace 社会福祉法人 信愛会
平群町越木塚 336-1
TEL.0745-45-0865

介護保険で利用できるサービス

▶ 在宅サービス

居宅サービス

…◎訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが訪問し、排泄、入浴、食事などの身体介護や調理、掃除などの生活援助を行います。

◎訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが訪問して主治医と連絡をとりながら療養上の世話や診療の補助を行います。

◎訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士・作業療法士などによるリハビリテーションが受けられます。

◎訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

移動入浴車が自宅を訪問し、入浴の介護が受けられます。

◎通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

日帰りで介護老人保健施設などに通って、必要なリハビリテーションなどが受けられます。

◎通所介護(デイサービス)

デイサービスセンター(日帰り介護施設)などに通い、食事、入浴の提供や、機能訓練、レクリエーションなどが受けられます。

◎福祉用具の貸与

心身の機能が低下した人に、日常生活の自立を助ける用具を貸し出します。

・車椅子 ・車椅子付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品
・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器
・移動用リフト(つり具の部分を除く)

・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ

※要支援1・2、要介護1の人は原則として赤字の用具は利用できません。

短期入所生活介護／短期入所療養介護(ショートステイ)

…短期間、施設に宿泊しながら、介護や機能訓練などを受けます。

※日常生活上の介護を受ける「生活介護」と医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」の2種類があります。

その他のサービス

…◎居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行います。

◎特定福祉用具販売(福祉用具購入費の支給)

対象となる福祉用具(腰掛便座、入浴補助用具など)の購入費を支給します。(上限は年間10万円)

(注)県指定の販売業者からの購入に限ります。

◎住宅改修費の支給

対象となる改修(手すり、段差解消など)の費用を支給します。(上限は20万円)

※事前の申請が必要です。

▶ 施設サービス

※要支援1・2の人は施設サービスを利用できません。

◎介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。日常生活介護や療養上の世話が受けられます。(新規入所は、原則、要介護3以上)

◎介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。日常的介護も含めたケアで、家庭への復帰を支援します。

◎介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が受けられます。

▶ 地域密着型サービス

※要支援1・2の人が利用できるサービスはかっこ書きのものです。

◎小規模多機能型居宅介護

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

通所を中心に利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて受けられます。

◎認知症対応型通所介護

(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。

◎認知症対応型共同生活介護

(介護予防認知症対応型共同生活介護※要支援2のみ)

認知症の方が、共同生活をする住居で日常生活の介護などを受けられます。

地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師が中心となって専門的知識を活かし、介護予防ケアマネジメントをはじめ総合的な相談や権利擁護など、高齢者の皆さんが健やかに住み慣れた地域で生活を続けていくためさまざまな支援を行います。

所在地 …平群町梨本350-1

ふれあい交流センター内

電話番号 …0745-45-7012

開館日時 …月～金曜日 8時30分～17時15分
(休館日/土・日 祝日)

高齢者の健康づくり(介護予防)を目的としたとりくみ

高齢者が介護を要する状態とならず、いつまでも元気で自分らしく過ごせるよう、地域一体となり、健康づくり(介護予防)にとりくむことが大切です。

地域デイケアサロン活動の側面的支援を行うとともに、高齢者の身体機能向上を目的とした、「へぐりいきいき百歳体操」をすすめています。

詳しくは、地域包括支援センターまでお問い合わせください。

総合相談支援

－なんでもご相談ください－

高齢者の方やその家族、近隣に暮らす方の介護に関する悩みや問題に対応し、適切なサービス機関、制度の利用につないだり、必要に応じて介護サービスを調整するなど安定した生活につなげます。

お問い合わせの多い内容

●介護保険の申請の仕方がわからない。

ご本人やご家族が直接役場に出向いて申請しなくても地域包括支援センターが申請や認定についてのさまざまな質問や心配ごとにお答えします。

●どんな福祉サービスがあるの？

介護保険のサービスの他、平群町には町の独自のサービスがあります。例えば、軽度生活援助事業、配食サービス、緊急通報装置の設置などがあります。詳しくはご相談ください。

●通院時に送迎サービスを利用したい。

介護保険の認定がある方は福祉有償運送サービス(通院時の送迎)を利用することができます。

介護予防ケアマネジメント

－自立して生活できるよう支援します－

身体の機能に不安のある方へ…

足腰の衰えや不安を感じるようになったら早期に生活機能の低下を発見し、予防や改善ができるよう支援していきます。

例えば…体の状態や生活状況を伺い、生活機能の向上が必要とされた方は平群町が行う介護予防事業の利用につなぎます。

要支援1・2と認定された方へ…

介護保険の介護予防サービスを利用することで、心身の状態の維持、改善により介護が必要にならないよう支援します。

例えば…「最近家で閉じこもりがちになっているのでデイサービスを利用したい」との相談に対し、情報提供を行い、ご本人の希望を考えた利用へつなげていきます。

権利擁護

－みなさんの権利を守ります－

お金の管理や契約を結ぶことに対して、ひとりで判断することに何らかの支援を必要とされる場合には、成年後見制度を利用するための手続き支援を行います。

また、高齢者虐待防止法に基づいて、虐待の早期発見・対応します。その他、悪質な詐欺商法などの消費者被害について、関係機関と協力しながら対応します。

※成年後見制度とは不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所などに関する契約といった場面において適切な判断をすることが難しくなった高齢のみなさまを支援する制度です。

※「高齢者虐待防止法」における高齢者虐待の一例

- ・身体的虐待
- ・介護人の世話の放棄・放任
- ・心理的虐待
- ・性的虐待
- ・経済的虐待
- ・介護者・地域などからのサイン

高齢者虐待防止に関する相談受付

高齢者虐待を疑われるような場面に会った場合、見て見ぬふりをすることは、法律的にもルール違反であることが平成18年4月に施行された「高齢者虐待防止法」に明記されました(通報義務)。ご相談いただいた人に関する情報は、守秘義務により、外に漏れることはありません。虐待かどうかの判断は、情報を確かめ、公的機関で行います。何か心配なことに気付いた場合は、地域包括支援センターにご相談ください。

高齢福祉

問 福祉課 ☎0745-45-5872

家族介護用品給付事業

在宅で紙おむつを使用している高齢者に、紙おむつ等を給付します。

対象者

住民税非課税世帯に属し、要介護状態区分が要介護1から要介護5に認定された方のうち、常時失禁状態を確認できる在宅で生活する高齢者

緊急通報装置の設置

急病などの緊急時、ボタンを押すだけで緊急通報先へつながる装置を設置します。

対象者

在宅のおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、慢性疾患等により常時注意を必要とする方

老人クラブ

高齢者に学習の機会を提供し生きがいを高めるため、各地域の老人クラブとその老人クラブで構成する老人クラブ連合会の活動を支援しています。健康で生きがいのある毎日を過ごしてください。

配食サービス

「食」の自立を支援するために、定期的に栄養バランスの良い食事(昼食)を配食するとともに安否の確認もあわせて行います。(平日のみ)

対象者

生活機能の低下がみられ、栄養改善を必要とする在宅のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯で安否確認の必要がある方。

次ページへ続く ➡

救急医療情報キット

救急時に必要な救急医療情報を記入したシートを保管する、救急医療情報キットを配布します。

対象者

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、慢性疾患等により常時注意を要する方。



訪問理美容サービス

居宅に理美容師が訪問し、理容や美容を行います。
＜年4回まで＞

対象者

在宅のおおむね65歳以上の寝たきり高齢者で、理容・美容院に出向くことが困難な方。(要介護4・5)

安心見守り事業

地域支え合い推進員などが、定期的な訪問などによる見守り・安否確認などを行います。

見守りの方法などは、民生児童委員と地域支え合い推進が対象者と話し合いの上決定します。

対象者

- お住まいの地域での見守りを必要とする
(1)65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯
(2)民生児童委員などが見守りを必要と判断した高齢者など

軽度生活援助

家の周りの草引き等の簡単な生活援助を行います。

対象者

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯で介護認定にかかわらず日常生活上の援助を必要とする方。

高齢者会食サービス事業

会食の機会をもって交流し、日ごろの社会的孤立感を解消し、また社会的連帯感を持つことにより安らぎと生きがいを高めます。

対象者

おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者

シルバー人材センター

問 平群町シルバー人材センター ☎0745-45-1666

60歳以上で働く意欲と能力のある高齢者が、社会の担い手として生きがいを持って働けるよう、身近なところで能力に応じた就業の場を確保し、高齢者に適した就業機会を提供しています。

デマンドタクシー

移動手段にお困りの高齢の方々を自宅前から目的地まで送迎する乗合型タクシー。

対象者

町内在住の65歳以上の方

予約連絡先

運行事業者：奈良近鉄タクシー株式会社生駒営業所
☎0743-61-5454

注意事項

利用の際は、必ず「平群町デマンド交通利用者証明書」をご持参ください。

福祉有償運送

問 社会福祉協議会 ☎0745-45-5710

お一人での移動が困難で介助を必要とする方を対象に医療機関等への通院・入退院・買物の送迎などの援助を行います。登録が必要です。

対象者

- (1)身体障害者手帳所持者
- (2)要介護認定者、事業対象者
- (3)療育手帳、精神保健福祉手帳所持者

（以下は広告スペースです）

Life Cafe

NPO法人

王寺 ライフケア王寺

訪問看護

訪問リハビリ

訪問介護

居宅支援
(ケアマネジャー)

訪問美容

身体障がい者支援

福祉用具販売リース

病院送迎等

三郷町勢野東4丁目3番20号

TEL 0745-31-5799

FAX 0745-31-5772

